

eラーニング室・ナースセンター・ハローワーク連携室及びPC利用規程

公益社団法人香川県看護協会

- 第1条 この規程は、公益社団法人香川県看護協会におけるeラーニング室・ナースセンター・ハローワーク連携室（以下「eラーニング室」という）及びPC利用について必要な事項を定める。
- 第2条 eラーニング室は、本協会に所属する看護職（会員・非会員を問わない）及び求人求職相談来所者の利用に供する。
- (1) 公益社団法人香川県看護協会会員
 - (2) ナースセンター登録者
 - (3) その他会長の許可を得た者
- 第3条 eラーニング室及びPCを利用しようとする者は、以下の利用方法を遵守する。
- (1) 入室時、事務局で「eラーニング室・ナースセンター・ハローワーク連携室利用簿」（別紙）に必要事項を記入する。
 - (2) 利用できるPCは「eラーニング室・ナースセンター・ハローワーク連携室」No.①～⑩の表示がある10台のみとする。
 - (3) 就業支援コーディネーター用PC2台は、使用できない。
 - (4) PC使用時は、公序良俗に反し外部の不審なサイト等へのアクセスやダウンロードは、PCウイルス感染の危険性を伴うので行ってはならない。
 - (5) 持参のUSBをPCに挿入する場合は、PCウイルス感染の安全性が保たれていないか不明のものは使用しない。
 - (6) 営利目的やシステムの運用に支障をきたす利用は、行ってはならない。
 - (7) プリンターを使用しての印刷は1部のみ無料。複数部必要な場合は、事務局へ申し出る。
 - (8) 使用終了後は必ずシャットダウンを行い、PCを完全に終了させる。
 - (9) ごみは必ず持ち帰る。
 - (10) 退室時、事務局に届け出を行う。
- 第4条 eラーニング室の利用において、善管注意義務を怠り汚損または棄損（システムの不調を含む）を行った者は、同一現品又はそれに相当する金額をもって、これを弁償しなければならない。
- 第5条 eラーニング室の利用時間・休館日は次のとおりとする。
- (1) 利用時間 9:00～17:00
 - (2) 休館日は公益社団法人香川県看護協会看護研修センター施設使用規程による
 - ①日曜日、センター休館日
 - ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③12月29日から翌年1月3日まで
 - (3) その他、PCの点検等やむを得ない場合は利用できない。
- 但し、会長が許可した場合はこの限りではない。

(附則)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。